別表十四の二
「26」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

連結事業年度における寄附金の損金算入に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

一般寄附金の損金	支出した寄附金	指定寄附金等の金額（25の計）	1	円	特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額	寄附金支出前連結所得金額の$\frac{6.25}{100}$相当額 (8) × $\frac{6.25}{100}$	14	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額（26の計）	2			連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の$\frac{3.75}{1,000}$相当額 (11) × $\frac{3.75}{1,000}$	15	
		その他の寄附金額	3			特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 ((14)＋(15)) × $\frac{1}{2}$	16	
		計 (1)＋(2)＋(3)	4		特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 ((2)と((14)又は(16))のうち少ない金額)		17	
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	5					

「26」欄

認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例（認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合）を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「特定非営利活動促進法一部改正法附則第９条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96第１項」※１又は「第68条の96第１項」※１※２

② 「区分番号」欄：「10381」※１又は「10407」※２

③ 「適用額」欄：「26」欄の金額欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」※１、「旧認定特定非営利活動法人」※１、「特例認定特定非営利活動法人」※２の記載があるものの合計額

※１　第68条の96第１項又は特定非営利活動促進法一部改正法附則第９条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の96第１項（区分番号：「10381」）
「認定特定非営利活動法人」又は「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

※２　第68条の96第１項（区分番号：「10407」）
「特例認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

計				

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細

寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 26
				円
計				

その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細

支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

個別帰属額の計算

連結法人名						
当該連結法人が支出した寄附金	指定寄附金等の金額	27	円	(17)のうち当該連結法人が支出した特定公益増進法人等に対する寄附金額に係る部分に相当する金額 (17) × $\frac{(28)}{(2)}$	34	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額	28				
	その他の寄附金額	29		損金不算入額(21)のうち当該連結法人に帰せられる金額 (21) × $\frac{(32)-(27)-(34)}{(20)-(17)-(18)}$	35	
	計 (27)＋(28)＋(29)	30				
	国外関連者に対する寄附金額	31		個別帰属額 (31)＋(33)＋(35)	36	
	(30)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額 (30)－(31)	32				
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額	33				

法　0301－1400－02